

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則..... (水産経営課)	53
○身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則を廃止する規則..... (障害者保健福祉課)	55
○知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則を廃止する規則..... (障害者保健福祉課)	56
<b>告 示</b>	
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	56
○土地改良事業の施行の認可..... (農業支援課)	56
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定..... (農業支援課)	56
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	56
○遊漁規則の変更の認可..... (漁業管理課)	56
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	57
○道路の供用の開始..... (道路課)	57
<b>道警察本部告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	57

**規 則**

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第121号**  
水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則  
水産業協同組合法施行細則(昭和47年北海道規則第114号)の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「地区とする」の次に「業種別組合及び前条第2号から第6号までに掲げる」を加え、「地区を」を「主たる事務所の所在地を」に改める。  
第3条の2から第3条の4までを次のように改める。  
**第3条の2から第3条の4まで 削除**

第3条の6第2項中「書類」を「書面」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 信用事業規程の変更の理由書

第3条の8中「よらなければ」を「次に掲げる書面を添付しなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度の設定の理由書
- (2) 当該組合の貸付けの状況を記載した書面
- (3) 申請の原因となる貸付けが法第11条第8項の規定による貸付けであることを証する書面

第3条の11中「書類」を「書面」に改める。

第3条の14中「第35条の2第1項ただし書」を「第34条の5第1項ただし書」に改める。  
第4条第1項中「書類」を「書面」に改め、同条第2項中「前項各号」を「同項各号」に、「書類」を「書面」に改め、同項第2号中「の手続き」を「(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続」に改め、「証明書」の次に「(別記第1号様式の17の2)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は出資1口の金額を減少しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第4条第3項中「第1項各号」を「同項各号」に、「書類」を「書面」に改め、同条第4項中「次に」を「次に」に、「書類」を「書面」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 定款変更の理由書

第4条の2第2項中「この規定を」を「法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において」に、「次に掲げる書類」を「別記第1号様式の20の2の譲渡の公告の手続を了したことを証する監事の証明書」に改め、同項各号を削る。

第4条の4を第4条の5とし、第4条の3を第4条の4とし、第4条の2の次に次の1条を加える。

( 共済事業の全部の譲渡等の届出 )

**第4条の3** 法第54条の4第4項(この規定を準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転(以下「共済事業の全部の譲渡等」という。)の届出をする場合は、別記第1号様式の20の3の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 共済事業の全部の譲渡等の理由書

(2) 総会議事録謄本  
 (3) 共済事業の全部の譲渡等の内容を記載した書面  
 (4) 財産目録及び貸借対照表  
 (5) 債権者に対する公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）の手續を了したことを証する監事の証明書（別記第1号様式の17の2）  
 (6) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は共済事業の全部の譲渡等をして当該債権者を害するおそれがないことを証する書面  
 第5条第1項中「これ」を「この規定」に、「書類」を「書面」に改める。  
 第6条の見出しを「（解散認可申請等）」に改め、同条中「又は」の次に「法」を加え、「次に」を「次に」に、「書類」を「書面」に改め、同条に次の1項を加える。  
 2 法第68条第5項又は法第91条の2第5項（これらの規定を準用する場合を含む。）の規定により解散の届出をする場合は、別記第8号様式の2の解散届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。  
 (1) 解散の理由書  
 (2) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書  
 (3) その他参考となるべき事項を記載した書面  
 第7条中「書類」を「書面」に改め、同条第2号を次のように改める。  
 (2) 合併契約の内容を記載した書面  
 第7条第3号中「総会議事録謄本」の次に「その他必要な手續があったことを証する書面」を加え、同条第5号を次のように改める。  
 (5) 合併しようとする組合が出資組合である場合には、次に掲げる書面  
 ア 債権者に対する公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）の手續を了したことを証する監事の証明書（別記第1号様式の17の2）  
 イ 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をして当該債権者を害するおそれがないことを証する書面  
 第7条に次の1号を加える。  
 (8) その他参考となるべき事項を記載した書面  
 第8条中「書類」を「書面」に改める。  
 第9条第2項中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改める。  
 第10条中「書類」を「書面」に改める。

第11条第2項中「第3条の2」を「第3条の5」に、「第10条」を「前条」に改める。  
 別記第1号様式から別記第1号様式の3までを次のように改める。  
**別記第1号様式から別記第1号様式の3まで 削除**  
 別記第1号様式の4及び別記第1号様式の5中「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改める。  
 別記第1号様式の6及び別記第1号様式の7中「申請者住所」を「届出者住所」に、「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改める。  
 別記第1号様式の8中「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改め、「ので、」の次に「関係書類を添えて」を加える。  
 別記第1号様式の9から別記第1号様式の13までの規定中「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改める。  
 別記第1号様式の14中「申請者住所」を「届出者住所」に、「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改める。  
 別記第1号様式の15中「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改める。  
 別記第1号様式の16中「第35条の2第1項ただし書」を「第34条の5第1項ただし書」に改める。  
 別記第1号様式の17中「組合長」を「代表理事」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。  
**別記第1号様式の17の2（第4条、第4条の3、第7条関係）**

証 明 書

この組合は、 年 月 日水産業協同組合法（（第96条第3項において準用する）第54条の4第3項、（第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項、第100条の6第5項において準用する）第69条第4項において準用する）第53条第2項の規定により、債権者に対する公告及び催告（同条第3項の規定により催告することを要しない場合にあっては、公告）を行ったことを証明します。

年 月 日

	組合名	
	監事 氏 名	印
	組合名	
	監事 氏 名	印

別記第1号様式の18中「申請者住所」を「届出者住所」に、「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改める。

別記第1号様式の19中「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改める。

別記第1号様式の20中「申請者住所」を「届出者住所」に、「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

**別記第1号様式の20の2（第4条の2関係）**

証 明 書		
この組合は、 年 月 日水産業協同組合法（第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項において準用する）第54条の2第4項の規定により、信用事業の譲渡に関する公告を行ったことを証明します。		
年 月 日		
組合名		
監事 氏 名		印
組合名		
監事 氏 名		印

**別記第1号様式の20の3（第4条の3関係）**

共済事業全部譲渡等届出書

年 月 日

北海道知事様  
( 支庁長 )

届出者住所  
組 合 名  
代表理事氏名 印

共済事業（共済契約）の全部を譲渡（移転）したので、水産業協同組合法（第96条第3項において準用する）第54条の4第4項において準用する同法第54条の2第7項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第1号様式の21中「（第4条の3関係）」を「（第4条の4関係）」に、「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改める。

別記第1号様式の22中「（第4条の4関係）」を「（第4条の5関係）」に、「申請者住

所」を「届出者住所」に、「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改める。

別記第1号様式の23中「（第4条の4関係）」を「（第4条の5関係）」に、「組合長氏名」を「代表理事氏名」に改める。

別記第8号様式中「組合長」を「代表理事」に、「第86条第5項」を「第86条第4項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

**別記第8号様式の2（第6条関係）**

解 散 届 出 書

年 月 日

北海道知事様  
( 支庁長 )

届出者住所  
組 合 名  
清算人代表氏名 印

年 月 日に組合を解散しましたので、水産業協同組合法（第86条第4項、第96条第5項、第100条の6第5項において準用する）第68条第5項又は（第100条第5項において準用する）第91条の2第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。  
別記第9号様式中「組合長」を「代表理事」に、「第86条第5項」を「第86条第4項」に改め、同様式の注中「書類」を「書面」に改める。

別記第10号様式を削る。

別記第11号様式の（裏）中「子会社」を「子法人等又は信用事業受託者」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第122号**

身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則を廃止する規則

身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年北海道規則第81号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第123号**

知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則を廃止する規則

知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年北海道規則第82号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第793号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年9月14日、南るもい土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道告示第794号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成18年9月14日、オロロン土地改良区が新たに行う土地改良（有明北地区小規模土地改良（農業用排水））事業の施行を認可した。

平成18年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道告示第795号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、美瑛土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の

認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年9月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成18年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道告示第796号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（宇莫別地区畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きよ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年9月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道告示第797号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

平成18年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 漁業者の名称及び住所 瀬棚郡内水面漁業協同組合 瀬棚郡今金町字今金445番地の8
- (2) 漁業権の免許番号 檜内共第1号
- (3) 変更の内容 遊漁料の納付の場所  
 変更前 瀬棚郡内水面漁業協同組合 北檜山町字徳島、江上釣具店 北檜山町字豊岡、早川商店 北檜山町字若松、永豊商店 今金町字今金、緒方一雄 今金町字花石、えびすや釣具店 瀬棚町字本町、みなと釣具店 函館市中島町

変更後 瀬棚郡内水面漁業協同組合 今金町字今金、えがみ釣具店 せたな町北檜山区豊岡、早川商店 せたな町北檜山区若松、永豊商店 今金町字今金、緒方一雄 今金町字花石、糸びすや釣具店 せたな町瀬棚区本町、ミナト釣具店 函館市中島町、佐久間旅館 今金町字今金

- (4) 変更した遊漁規則の施行の日 平成18年9月19日
- 2(1) 漁業者の名称及び住所 瀬棚郡内水面漁業協同組合 瀬棚郡今金町字今金445番地の8
- (2) 漁業権の免許番号 檜内共第2号
- (3) 変更の内容 1の(3)と同じ。
- (4) 変更した遊漁規則の施行の日 平成18年9月19日
- 3(1) 漁業者の名称及び住所 瀬棚郡内水面漁業協同組合 瀬棚郡今金町字今金445番地の8
- (2) 漁業権の免許番号 檜内共第3号
- (3) 変更の内容 1の(3)と同じ。
- (4) 変更した遊漁規則の施行の日 平成18年9月19日

#### 北海道告示第798号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を下川町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年北海道告示第745号のとおりである。

平成18年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

上川郡下川町字上名寄2748所在の森林について所有権を有する 那 須 生 子

#### 北海道告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 上風連中西別線	野付郡別海町中西別282番36地先から野付郡別海町中西別266番3地先まで	平成18. 9.27 午後1時

## 道 警 察 本 部 告 示

#### 北海道警察本部告示第146号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年9月26日

北海道警察本部長 樋口 建史

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
A P R形警察移動通信システム移動無線機 315式
- 落札を決定した日  
平成18年7月28日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 三菱電機株式会社  
(2) 住 所 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
- 落札金額  
127,050,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告  
平成18年6月16日付け北海道警察本部告示第95号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

#### 正 誤

平成17年10月4日（第1711号）

北海道告示第732号（土地改良区の役員の就任及び退任の届出）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
3	左	16
誤	田	中 俊 之

正 田 中 敏 之

---